

「新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策及び生活支援策」

強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、世界中で急速に拡大し、国際的な脅威となってから半年が経過したものの、未だ収束の光が見えず、予断を許さない状況下にある。

国内においても5月25日にすべての都道府県において緊急事態宣言が解除されたところであるが、依然として各般にわたり甚大な被害を与えており、今後においても更に経済活動や市民生活への影響が拡大し、立て直す原動力すら失ってしまうことが危惧される。

地方においては、「新しい生活様式」が求められる中、国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応が求められており、今後の経済活動や市民生活のあり方を示すためには、抜本的な見直しを行っていかなければならない状況にある。

こうした中、現在、国では、第2次補正予算案について国会審議が行われているところではあるが、一日も早い地域経済と市民生活の安定のため、次の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

経済対策について

- 1 地方経済の基盤である中小零細企業に対し、持続化給付金などの追加支援策を実施するとともに、支給条件についても柔軟に対応した支援を行うこと。
- 1 旅行業等の代理店経営で自粛の影響を受ける中小事業者に対し、支援の拡充を図ること。
- 1 市民の足として欠かすことのできない公共交通事業者に対し、実情に合わせた手厚い支援を行うこと。

生活支援策について

- 1 特別定額給付金を追加実施するとともに、児童手当支給対象世帯以外の高校生がいる世帯に対しても支援金を給付すること。
- 1 学ぶ権利の保障として、オンライン授業等の体制の整備を行うなど、教育格差を解消するための措置を講じること。

自治体支援策について

- 1 今後予定されている地方創生臨時交付金を更に増額し、迅速な交付措置を行うこと。
- 1 自然災害発生時の避難行動等の指針を早期に示すとともに、自治体への財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月8日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣
内閣官房長官 経済再生担当大臣 新型コロナ対策担当大臣